

# 広域系統整備計画のコスト検証等 に関するガイドラインについて

2026年2月24日  
広域系統整備委員会事務局

- 第97回の本委員会（2026年1月26日）において、「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）における設備の維持・運用に要する費用※に対する検証の考え方についてご議論いただいた。
- その後、第9回「計画評価及び検証小委員会」（2026年2月17日）においても、技術専門的な観点をふまえて、ご議論いただいた。
- 本日は、「計画評価及び検証小委員会」でご議論いただいた事項をふまえつつ、前回からの変更事項・追加事項についてお示しすることとし、主にその内容についてご議論いただきたい。

※運転維持費に運用段階における改良投資（資本的支出）を含めて、設備の維持・運用に要する費用とした

## 【本日の内容】

- (1) 「計画評価及び検証小委員会」の役割の変更について
- (2) 前回（2026年1月26日）からの変更点について
  - ✓ 運用段階における計画値の計上方法の補足事項  
業務設備等の扱い、建設中の資産の扱い
  - ✓ 物価変動以外への対応  
営業性リザーブの扱い、費用の変動理由として妥当な事例の追加
  - ✓ 予備評価の扱い  
本ガイドライン策定前の予備評価結果の扱い

- (1) 「計画評価及び検証小委員会」の役割の変更について**
- (2) 前回（2026年1月26日）からの変更点について

- 第97回の本委員会（2026年1月26日）ならびに第9回「計画評価及び検証小委員会」（2026年2月17日）における議論をふまえて、設備の維持・運用に要する費用の検証において、**技術的な要素を含む項目について「計画評価及び検証小委員会」で検証を行い、それ以外の項目について「広域系統整備委員会」で所定の手法に則り算出されているか確認することを基本**としたい。
- これをふまえて、以下のとおり、「計画評価及び検証小委員会」の役割の変更を行いたいかどうか。

## 広域系統整備委員会

- ✓ 広域系統整備計画に係る検討
- ✓ 広域系統整備計画の具体的な実施に係る検討
- ✓ 広域系統長期方針に係る検討
- ✓ 設備形成及び系統利用に関する新たな仕組みに係る検討

報告

## 計画評価及び検証小委員会

- ✓ 広域系統整備計画策定に関する技術的な評価
- ✓ 広域系統整備計画の実施に関する調達プロセス等の検証
- ✓ 広域系統整備計画に係る設備の維持・運用に要する費用等の検証

青字を追記

## 検証箇所について（1）

- 設備の維持・運用に要する費用の検証箇所・プロセスは、国の委員会において、検証体制や方法を確認のうえ今後整理することとされている。
- 本機関は、業務遂行にあたり専門性をバリューの一つとして掲げており、これまでもその技術的・専門性の高さを生かして、広域系統整備計画の工事費の評価・検証に係る業務を行ってきたところ。
- そうした本機関の特徴をふまえ、**設備の維持・運用に要する費用の検証において、まずは技術的な要素を含む項目について本機関が担うことが考えられる**がどうか。

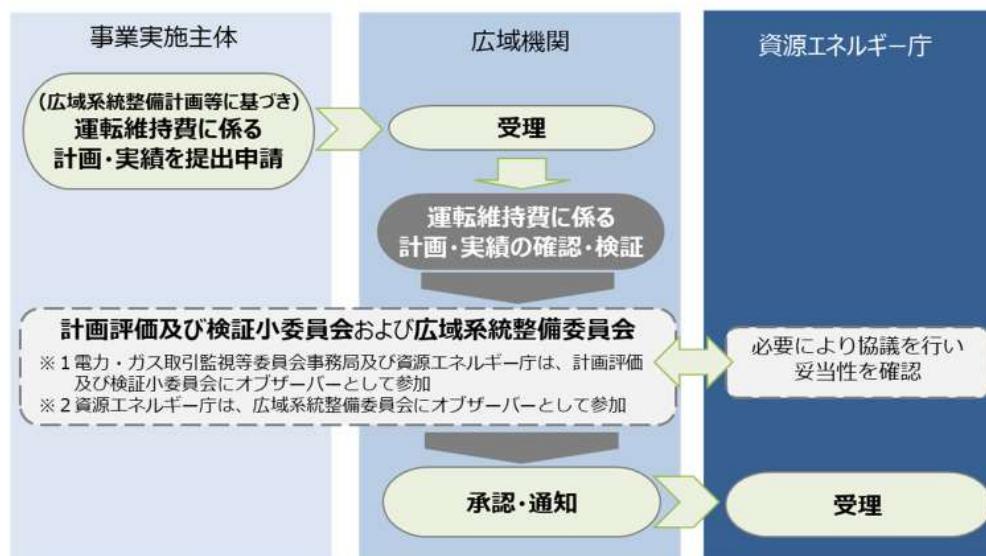
### 【参考】回収額の確定プロセス

第4回電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WG  
(2025年8月8日) 資料3 一部編集

- 【論点1・2】で整理しているとおり、今後、**全国調整スキームを適用する地域間連系線等**における**託送料金負担（9社負担）**については以下のプロセスとなる。
  - ① 電力広域機関が策定する**広域系統整備計画に基づき系統整備実施主体が経済産業大臣に対し、承認の申請（総額・費用負担割合）**を行う。
  - ② **経済産業大臣が系統整備実施主体に対し、当該申請の承認**を行う。
  - ③ **経済産業大臣が費用負担割合に応じて他の一般送配電事業者**に回収額の通知を行い、**系統整備実施主体が費用を回収**する。
- 上記のスキームにおける**一般送配電事業者等からの承認の申請内容は、事前に電力広域機関の計画評価及び検証小委員会において、専門家等の関与の元で確認・検証等を受けたもの**となる。**※運転維持費の検証箇所・プロセスについては、検証体制や方法を確認のうえ今後整理する。**
- このように、**計画評価及び検証小委員会における確認・検証を受け、かつ、経済産業大臣が承認して回収する額が決定**する整理となるため、これを踏まえた一般送配電事業者による託送料金の申請（経済産業大臣が承認した金額）に関し、**電力・ガス取引監視等委員会は、託送料金審査時において、その結果（金額）を確認するスキーム**としてはどうか。
- また、費用増額時においても、第1回WG（2025年6月13日）で整理したとおり、ガイドラインに基づき、費用回収を行うスキームとなる。

## 検証箇所について（2）

- **技術的な要素を含む項目以外の項目については、設備の維持・運用に要する費用の検証の一体的な実施の観点から、本機関も関わることとし、本機関と国が協力して行うこととしてはどうか。**
- **具体的な進め方としては、技術的な要素を含む項目を「計画評価及び検証小委員会」で検証し、それ以外の項目を「広域系統整備委員会」で所定の手法に則り算出されているか確認することを基本としてはどうか。また、その所定の手法については、本ガイドラインに記載し明確化することとしてはどうか。**
- **加えて、事業実施主体（系統整備実施主体）は確認された結果に基づいて国に対して回収額を申請し、国がその額を承認することになっている（5スライド）ことに鑑みて、必要により、本機関と資源エネルギー庁が協議を行い妥当性を確認することとしてはどうか。**



- (1) 「計画評価及び検証小委員会」の役割の変更について
- (2) 前回（2026年1月26日）からの変更点について

- **送電事業者が設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる「業務設備等の扱い」を明確化するため、以下のとおり追記したいがどうか。**
- **また、事業報酬・追加事業報酬の算定に用いるレートベースに事業実施主体が含めることができる「建設中の資産」は当該整備計画の資産のみであることを明確化するため、以下のとおり追記したいがどうか。** なお、運用開始後に発生する「建設中の資産」のみが対象であることから、該当するのは、当該整備計画に基づき建設した設備に対する改良投資に伴うものとなる。

## 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法（補足事項）

- ※ 送電事業者は、業務設備、特定投資及び運転資本のうち、特定の部門や設備に直課できないものに係る資金調達コストの全体額を算定し、この全体額を按分して算出して設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。
- ※ 当該整備計画の運用開始以降におけるレートベースの建設中の資産に含めることができるものは、当該整備計画の対象資産のみとする。この取扱いが当該整備計画の運用開始以降を対象としたものであり、運用開始以前において送電事業者と一般送配電事業者との検証対象となる広域系統整備計画以外の契約においてレートベースに建設中の資産を織り込むことを妨げるものではない。

※第97回 広域系統整備委員会（2026年1月26日）資料1から抜粋、青字追記

（参考）

- ✓ 特定投資は、エネルギーの安定的確保を図るための研究開発等を目的とした投資であって、一般送配電事業等の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるものに限る。
- ✓ 運転資本（営業資本・貯蔵品）は、営業費の1.5か月分を対象にする。

※託送料金制度（レベニューキャップ制度）中間とりまとめ 詳細参考資料 2021年11月 を基に記載

- **金融機関から、プロジェクトファイナンスにより事業を実施する場合には、営業性リザーブ（設備の維持・運用に要する費用の支出変動等への備えとして確保する資金）を考慮する必要があるとの意見があった。**
- プロジェクトファイナンスにより事業を実施する場合、設備の維持・運用の安定性を確保する観点から、営業性リザーブに相当する資金を確保することは一般的であると考えられる。
- **このため、当該資金相当額を事業報酬に含めて回収することを可能としてはどうか。ただし、当該資金を保有する理由が解消された場合には翌規制期間において精算することとしてはどうか。**
- 具体的には、次スライドのとおり、本ガイドラインに追記することでどうか。

※第97回 広域系統整備委員会（2026年1月26日）資料1から青字変更・追記

- 設備の維持・運用に要する費用については、工事費と同様に、予見困難な事象の発生等により増加することが想定される。
- その一方で、レベニューキャップにおける規制期間（5年）ごとに計画を作成することを考慮すると工事期間中に比べて費用の増額リスクや増額規模は限定的と想定され、またその実績の確認・検証も毎年度行うことを基本としている。
- このため、**設備の維持・運用に要する費用の計画においては、予備費ならびに予備費に基づく中間検証の基準の設定を行わないものとしてはどうか。**
- ただし、**プロジェクトファイナンスで事業を行う場合において、設備の維持・運用のために一定の資金等を保有する必要があると事業者が判断し、その理由を説明し、類似の他事業の水準等を踏まえてその妥当性が認められた場合には、以下の取扱いとしてはどうか。**
  - ✓ **一定の資金等（預金や借入枠）を保有するために追加的に費用が生じる場合には、その預金見合いの借入や借入枠に係る金利等※の資金調達コストを事業報酬に含めて回収することができる。**
  - ✓ **収入に含めて一定の資金を保有する必要がある場合は、当該資金を事業報酬に含めて回収することができる。**なお、保有を認めた理由以外の用途に使用してはならず、当該資金を保有する理由が解消された場合には翌規制期間において精算する。
- なお、運用段階で一定程度起こり得る不具合等への対応費用は、当該設備の実績額等に基づき計上する。

※融資枠の未使用部分に対して支払う手数料（コミットメントフィー）、融資契約の締結時に支払う手数料（アップフロントフィー）、融資を組成するための手数料（アレンジメントフィー）等を含む

## ■ 前回の本委員会でもいただいたご意見等を踏まえて、以下の通り追記を行ってはいかがでしょうか。

設備の維持・運用に要する費用の変動理由として妥当な事例（今回追加）

- 法・制度改正により、費用変動が発生した場合（自治体の固定資産税等の行政からの課税の変更など）
- 制度・規制変更により義務の変更・費用変動が発生した場合（作業の季節制限、占用許可の更新等における測量等の義務の追加、SF<sub>6</sub>ガス回収義務強化など）
- 経年等により運用に支障が生じる設備故障が発生した場合もしくは発生が予見される場合
- 当該設備メーカーの事業撤退又は部品供給停止により、保全方法を変更する場合もしくは代替品がなく設備取替となる場合
- 設備の点検等を実施するために既設電力設備の停止が必要な場合に、停止期間や時期の調整の結果、設備の点検等の時期を変更することが必要になった場合
- 発電事業者又は需要家の系統連系・撤退により、当該設備の系統増強（電線張替等）等を行い保守計画が変更となった場合
- 気象・海象による作業不能・長期待機により点検・修理に要する機材や要員の待機や再動員が生じた場合
- 市況変動により、保険料等が上昇した場合（物価変動を除く）
- 適切に維持・運用を行ったものの設備故障が想定より多く発生した場合
- 第三者起因による設備の損傷が発生した場合（第三者により弁済される部分を除く）

※第97回 広域系統整備委員会（2026年1月26日）資料1から青字追記

【第97回「広域系統整備委員会」でもいただいたご意見】

- 損害保険料というのは、どの項目で読むのかよくわからない面もあるが、5年であるとかかなり激動する可能性があり、ここ4～5年そういうことが実際あったため、柔軟性を設ける必要があるのではないか。

- 予備評価については、本ガイドランに基づき行うことと整理したが、本ガイドライン策定前から予備評価を実施することから、その結果の取扱いを以下のとおり整理することとしてはどうか。

※第97回 広域系統整備委員会（2026年1月26日）資料1から青字追記

- 第96回広域系統整備委員会（2025年12月19日）において、北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画（以下「本整備計画」という。）の予備評価を本ガイドラインに基づき行うこととしその扱いについて整理したため、本ガイドラインにも記載をしてはどうか。
- なお、本ガイドライン策定前に行う予備評価の結果について、策定後の本ガイドラインの内容と整合するものについては、本ガイドラインに基づく評価結果に準じた取扱いをしてはどうか。
- また、本整備計画以外の整備計画において予備評価を行うかどうかは、個別に検討するものとしてはどうか。

## 技術検討報告書の予備評価について

第96回 広域系統整備委員会  
(2025年12月19日) 資料1

- 予備評価では、通常の実施案の評価に準拠して、策定予定の「広域系統整備計画のコスト検証等に関するガイドライン」に基づき評価を行うこととし、その後実施案が提出された場合には、予備評価の結果が反映されている点は再度の評価は省略し、予備評価から変更があった点を評価対象とすることでどうか。
- このように技術検討報告書の予備評価を行うことで、以下の効果があると考えられる。
  - ✓ 技術的な検討結果の評価は、通常、実施案提出後に実施しているものであるが、評価を前倒して実施することで、実施案提出後のプロセスの短縮に繋がると考えられる。
  - ✓ 評価結果を踏まえて、有資格事業者は金融機関と協議可能となることから、提起された課題のうち「収入の蓋然性の確保」にも繋がることが期待できる。
  - ✓ 技術的な観点で複数の選択肢が考えられるものについて、実施案提出に先立って本委員会等で議論して方向性を定めることで、より良い選択ができる可能性があるとともに、実施案提出以降の手戻りを回避できると考えられる。
- なお、今後、工事費・工期の算定等や技術的な検討の更なる進展、請負会社や金融機関との協議等が進むことなどにより技術検討報告書の差し替えが必要になった場合にはそれを含めて予備評価で評価することとしてはどうか。
- また、有資格事業者からは、プロジェクトファイナンスを見据え、総事業費についても実施案検討段階において評価を受けたいとの要望を受けているが、有資格事業者からの報告内容を踏まえ、国と評価の在り方を検討していくこととしたい。

- 本ガイドラインは、資源エネルギー庁と本機関で作成するものであることから、本日の本委員会での議論を踏まえて案として取りまとめ、国に報告することとしたい。
- そのうえで、国の審議会でもご議論いただき、年度内のガイドライン公表を目指したい。

## 《今後のスケジュール》

- |       |    |  |
|-------|----|--|
| 2026年 | 1月 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 広域系統整備委員会<br/>設備の維持・運用に要する費用の検証に関する議論<br/>ならびにガイドライン案の提示（1回目）</li></ul>  |
|       | 2月 | <ul style="list-style-type: none"><li>• 計画評価及び検証小委員会<br/>設備の維持・運用に要する費用の検証に関する議論<br/>ならびにガイドライン案の提示（1回目）</li><li>• 広域系統整備委員会（本日）<br/>計画評価及び検証小委員会の検討結果報告<br/>設備の維持・運用に要する費用の検証に関する議論<br/>ならびにガイドライン案の提示（2回目）</li></ul> |
| ----- |    |  |
| 年度末   | 目途 | <ul style="list-style-type: none"><li>• パブリックコメント、国の審議会における議論</li><li>• ガイドライン公表</li></ul>   |



## 【第97回広域系統整備委員会】

- 設備維持運用にかかる費用の検証の3点について概ね異存はない。回収額についても委員会による検証に比して、ガイドラインで明確化された方が予見性があるということで予見性、客観性、ファイナンスの観点から賛同する。
- 計画の確認検証5年毎ということで、計画確認検証スパンと別に交付金の額は随時コストが反映される必要があると思うが、これも申し出によって行うことを定めているということで、迅速に完了させる仕組みになっていると感じる。
- 運用段階において消費者物価指数による補正ということだが、それ以外の提案も受入れる余地がある設計になっていて歓迎されるべきと思う。例えば、維持運用費用は建設費工事費と少し違うと思うが、消費者物価指数以外に為替や鉱物資源の価格が特に設備の維持に関してはあり得るであろうと感じる。
- 損害保険料というのは、どの項目で読むのかよくわからない面もあるが、5年であるとかかなり激動する可能性があり、ここ4～5年そういうことが実際あったため、柔軟性を設ける必要があるのではないか。
- プロジェクトファイナンスを行う場合において予見困難な事象への対応のために云々ということで、調達コストを費用として計上することで、いわゆるキャッシュリザーブの融資枠などでコミットメントフィーが発生する、金利が発生することが含まれているということで、こちらも具体的な項目として賛同する。
- 検証の方法は、維持・運用費用について、これまで同様に、年経費率で簡易に算定するということも認めつつ、とはいえ実際にプロジェクトファイナンス等引っ張っていかうと思うと、最初の整備計画の実施案を出す段階で、運転維持費もある程度見通しが持てないとファイナンスが出ないことがあろうかと思うため、そういった案件についてはもう少し細かく、計上して審査をするということができるようになっていると思います、すぐリーズナブルだと思う。
- 運転維持に関する費用の検証は、今後新たに実施する取り組みである。毎年の検証作業などにおいて広域機関と一般送配電事業者の双方の対応は相当な業務量になるのではないかと想定している。今後、実際に検証を行った際に発生した実務負担なども確認しながら、実務的に負担が大きいようであれば、適宜さらに効率的な方法への見直しをご検討いただきたい
- 検証と実績値確認は、行政コストも事業者側のコストもそれなりに重たいものになるかと思っている。金額が金額なので、ある程度はやっていかざるを得ないと思うが、例えば運転段階に入ると、5年10年経っていくとある程度変動も見えてきて、前に審査したものと大体同じだというようなものも出てくるかと思う。そういったものについては適宜、チェックについて、簡易化、合理化図っていくのが良いと思う。

## 【第9回計画評価及び検証小委員会】

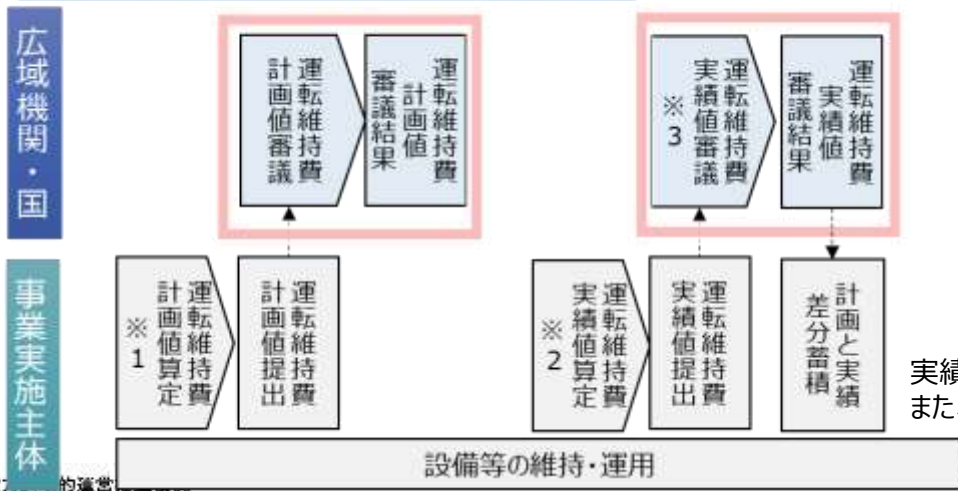
- 過去実績がない場合にはゼロ円で計上と書かれており、フリーハンドで名前だけ挙げておいて後で実績で検討するということが何か問題になることはないのか。
- 別紙1の図4の予備費執行フローで、フロー中の文字は変更の可能性とあるがどこの文字がどのように変わるのか。

## 参考

**(第97回広域系統整備委員会資料抜粋)**

- **設備の維持・運用に要する費用については、整備計画策定に際して実施案評価の中で評価を行っているが、運用段階\*における費用をより正確に捉える観点から、運用段階においても費用の計画\*\*を確認・検証することとしたい。**  
\* 工事完了後、実際に設備を使用する段階    \*\* 整備計画に係る設備の年度別費用計画
- 具体的には、運用段階における**費用の計画の確認・検証は、費用負担会社の託送費への反映タイミングを考慮してレベニューキャップ制度の規制期間（5年）毎の実施を基本**としてはどうか。一方で、**実績の確認・検証は、計画と実績の差分を交付金等に迅速に反映するため毎年度行うことを基本とし、これにより難しい項目がある場合にはタイミングを変更することも可能**としてはどうか。
- なお、期中調整を行う等の理由により**事業者からの申し出があった場合には、その時点で確認・検証を行うことも可能**としてはどうか。
- また、この確認・検証中の設備の運用継続や修繕継続は事業者の判断を尊重する。

## 設備の維持・運用に要する費用の検証フロー



- ※ 1 : 計画値の算定・提出は、レベニューキャップ制度の規制期間毎の実施を基本とする。また、期中調整を行う場合等、必要により実施する。
- ※ 2 : 実績値の算定・提出は毎年度実施することを基本とし、これが困難な場合には規制期間単位等、まとめて実施する。また、期中調整を行う場合等、必要により実施する。
- ※ 3 : 実績値の審議は毎年度行うことを基本とし、これが困難な場合には規制期間単位等、まとめて実施する。また、事業実施主体から依頼があった場合等、必要により実施する。

実績は翌期調整に反映する。  
また、必要に応じ、期中調整に反映する。

## ■ 設備の維持・運用に要する費用の計画値の計上方法について、以下の方法を基本としてはどうか。

- ✓ 実施案検討の段階においては、年経費率により算出もしくは過去実績等に基づき個別に積み上げて算出する。
  - 年経費率を使用する場合には、至近の実績に基づいた年経費率を使用する。
  - 個別に積み上げる場合には、算出根拠や算出方法を明確にしたうえで合理的に計上する。  
なお、過去実績がない等により算出し難い項目については、ゼロ円で計上することも可能とする。
- ✓ 運用段階においては、**広域系統整備計画の届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法の基準を定める件**（令和5年3月31日経済産業省告示第36号）、**電気事業会計規則及び国の審議会**（持続可能な電力システム構築小委員会等第二次中間とりまとめ）**等に基づき、以下の項目に分けて計上することを基本とする。**

### 告示記載項目

修繕費、減価償却費（改良投資に伴うもの）、固定資産除却費（改良投資に伴うもの）、固定資産税、事業税、補償費、賃借料、共有設備費等分担額

### 上記以外

事業報酬、追加事業報酬、人件費、電源開発促進税、雑税、消耗品費、諸費、損害保険料、委託費

そのうえで、**各項目の具体的な算出方法について次頁以降の通り記載**することとし、この方法により難い場合には、他の方法で算出することも可能とする。

## 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法（項目、算出式）

	項目	計画値の算出方法
告示記載項目	修繕費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該設備の過去実績ベースで計上することを基本とする</li> <li>● 個別に計上が必要なもの（例えば、数年おきに発生する点検や設備劣化状況に応じて実施する修繕等のうち額が大きなもの）は個別に積み上げて計上する</li> </ul>
	減価償却費 (改良投資に伴うもの)	● 同上
	固定資産除却費 (改良投資に伴うもの)	● 同上
	固定資産税	● 課税標準額に税率を乗じて算出
	事業税	● 想定費用総額×税率
	補償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 径間当たりの平均補償料×対象線路の径間数 ※過去実績等を基に径間当たりの平均補償料を算出する 径間当たりの平均補償料 = 補償料全体額 / 補償料対象径間</li> <li>● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上</li> </ul>
	賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 占用料 占用料単価×占用面積で算定 * 占用の単位は「㎡」「m」「条数」等さまざまであり、上記算定式は一例。</li> <li>● 年払い補償料 鉄塔用地…土地の適正価格（円/㎡）×使用料率×補償面積 線下土地…土地の適正価格（円/㎡）×使用料率×土地利用制限率×補償面積</li> <li>● そのほか費用が発生する場合は、個別に算出して計上する</li> <li>● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上</li> </ul>
	共有設備費等分担額	● 当該事業者の過去実績をもとに共有設備費等に要する費用の全体額を算定し、この全体額を按分して算出

	項目	計画値の算出方法
上記以外	事業報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該整備計画の対象資産のレートベース（年度期央簿価等）に事業報酬率を乗じて算出</li> </ul>
	追加事業報酬	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同上</li> </ul>
	人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業者の過去実績をもとに人件費の全体額を算定し、この全体額を按分して算出</li> </ul>
	電源開発促進税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 想定所内電力量×税率</li> </ul>
	雑税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業者の過去実績をもとに該当税の全体額から按分して算出する又は以下の通り。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村民税：想定従業者数と資本金額に基づき算出</li> <li>● 事業所税（資産割）：想定課税対象床面積×税率</li> <li>● 事業所税（従業者割）：想定従業者給与総額×税率</li> <li>● 都市計画税：想定固定資産税評価額×税率</li> <li>● 不動産税：想定固定資産税評価額×税率</li> <li>● 印紙税：想定課税文書の課税額</li> <li>● 消費税：税金以外の想定費用総額/1.1×（1－想定課税売上割合）</li> <li>● その他：対象分を特定し、個別に算出する</li> </ul> </li> </ul>
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業者の過去実績をもとに消耗品費の全体額を算定し、この全体額を按分して算出</li> <li>● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上</li> </ul>
	諸費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業者の過去実績をもとに諸費の全体額を算定し、この全体額を按分して算出</li> <li>● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上</li> </ul>
	損害保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該事業者の過去実績をもとに損害保険料の全体額を算定し、この全体額を按分して算出</li> <li>● 又は、当該設備の過去実績ベースで計上</li> </ul>
	委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該設備の過去実績ベースで計上することを基本とする</li> <li>● 個別に計上が必要なもの（数年おきに発生する点検や設備劣化状況に応じて実施する委託等のうち額が大きなもの）は個別に積み上げて計上する</li> </ul>

## 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法（補足事項）

- ※ 当該設備の過去実績ベースで計上する場合は、事業実施主体はその算出方法について示すこととする。  
なお、過去実績を用いる場合は、その参照期間は5年を基本とする。ただし、事業者のこれまでの実態に応じて参照期間を選定することも可能とする。  
算出方法の例：参照期間の実績値の平均、参照期間のトレンド（物価上昇除く）
- ※ 物価変動による将来的な設備の維持・運用に要する費用の変動が想定される場合には、「物価変動への対応（計画における織り込み）」（16スライド）に基づき対応することができる。
- ※ 当該設備の過去実績がない場合には、同等規模の設備等の過去実績を参照して算出する。ただし、算出し難い場合には、計画値をゼロ円で計上し、実績値を確認・検証することも可能とする。
- ※ 当該設備に係る費用を個別に算出し難い場合には、全体額を設備原価や送電線こう長等の按分要素を用いて按分して計上する。ただし、按分要素は事業者のこれまでの実態に応じて選定することも可能とする。また、全体額は、事業者全体もしくは当該保守担当箇所等の区分可能な部分の額を指し、その範囲は事業者の実態に応じて設定する。
- ※ 送電事業者は、会社全体の運営のための一般管理費の全体額を過去実績等を踏まえて算定し、この全体額を按分して算出したものを設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。なお、過去実績がない場合は個別に算出し、その合理性について説明をしたうえで、設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。
- ※ 送電事業者は、業務設備に係る資金調達コストの全体額を算定し、この全体額を按分して算出したものを設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。
- ※ プロジェクトファイナンスで事業を実施する場合において、建設期間中に法人税が発生した場合は、当該法人税相当額を運用開始後の設備の維持・運用に要する費用に織り込むことができる。

- 実施案の評価における設備の維持・運用に要する費用の評価は、以下の通り行うこととしてはどうか。
  - ✓ 設備の維持・運用に要する費用を年経費率で算出している場合は、**至近の実績に基づいた年経費率が使用されていることを確認する。**
  - ✓ また、年経費率以外の方法で有資格事業者が算出した場合には、その**算出根拠及び算出方法の妥当性の確認を行う。**

設備の維持・運用に要する費用に係る年経費率の例

	年経費率*		
	計	全国調整 スキーム対象	対象外
架空送電	5.2%	1.4%	3.8%
地中送電	5.2%	1.4%	3.8%
変電	4.9%	1.3%	3.6%

\* 一般送配電事業者（沖縄電力を除く9社）が公表する託送供給等収支計算書をもとに、各設備所管部門の営業費用から各区分の対象費用を抽出して算出し、事業報酬及び追加事業報酬、一般管理費相当も考慮

- 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計画の確認・検証は、以下の通り行うこととしてはどうか。
  - ✓ 8～10スライドの表「運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法」に基づき計上されていることを確認する。
  - ✓ ただし、個別に計上する修繕費等については、フェーズ1の「工事費の確認」（27スライド）及びフェーズ2の「工事件名毎の工事内容の確認」（28スライド）に準じて検証を行う。
  - ✓ 基本的には規制期間（5年）分の計画を検証するため、5年間の中で、計画値が大きく変動する場合には、その理由を確認する。
  - ✓ 過去実績と比較して、計画値が大きく変動している場合には、その理由を確認する。
  - ✓ 特に費用が増加している場合には、コスト低減が図られているか確認する。

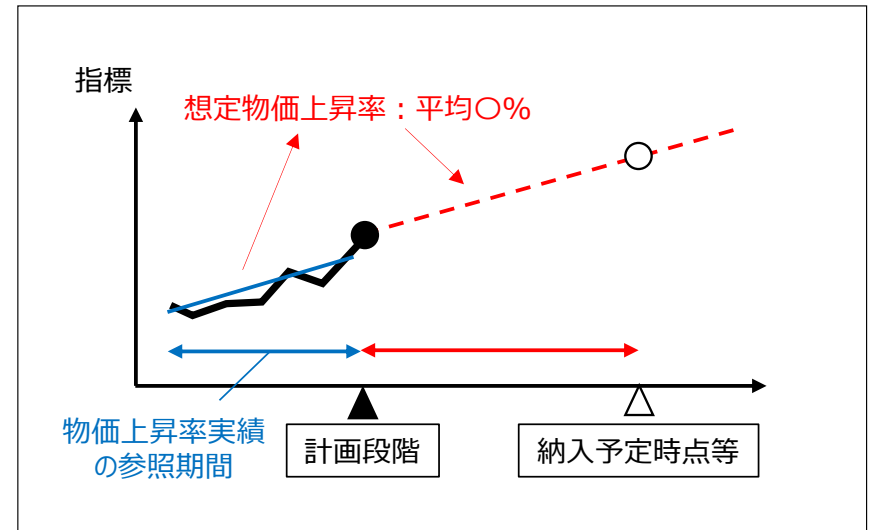
- 運用段階における設備の維持・運用に要する費用の実績の確認・検証は、以下の通り行うこととしてはどうか。
  - ✓ 8～10スライドの表「運用段階における設備の維持・運用に要する費用の計上項目と算出方法」の項目ごとに内容や額の確認を行う。
  - ✓ ただし、個別に計上する修繕費等については、フェーズ2の「費用増減の要因分析と妥当性評価」（28スライド）に準じて検証を行う。
  - ✓ 計画からの費用の変化があった場合、その妥当性について確認を行う（詳細は後述）
  - ✓ 特に費用が増加している場合には、コスト低減が図られているか確認する。

- **実施案の検討段階において、設備の維持・運用に要する費用を年経費率により算出する場合は、精緻に算出されたものではないことから、将来の物価変動想定を行わないことを基本としてはどうか。**
- 一方で、**運用段階においては、将来の物価変動想定を行うことも可能とし、用いる指標については、消費者物価指数（総合）を基本としてはどうか。ただし、これにより難しい場合には、事業実施主体がその考え方（用いた指標とその根拠、算定期間・方法、算定額等）を示すとしてはどうか。**
- なお、引き続き検討としていた「物価変動の想定に用いる指標」については、主に工事費に用いる指標として、第72回料金制度専門会合（2025年12月16日）における議論を踏まえて、「**建設工事費デフレーター（電力）**」を追加した。

物価変動の想定に用いる指標の例（工事費と共通）

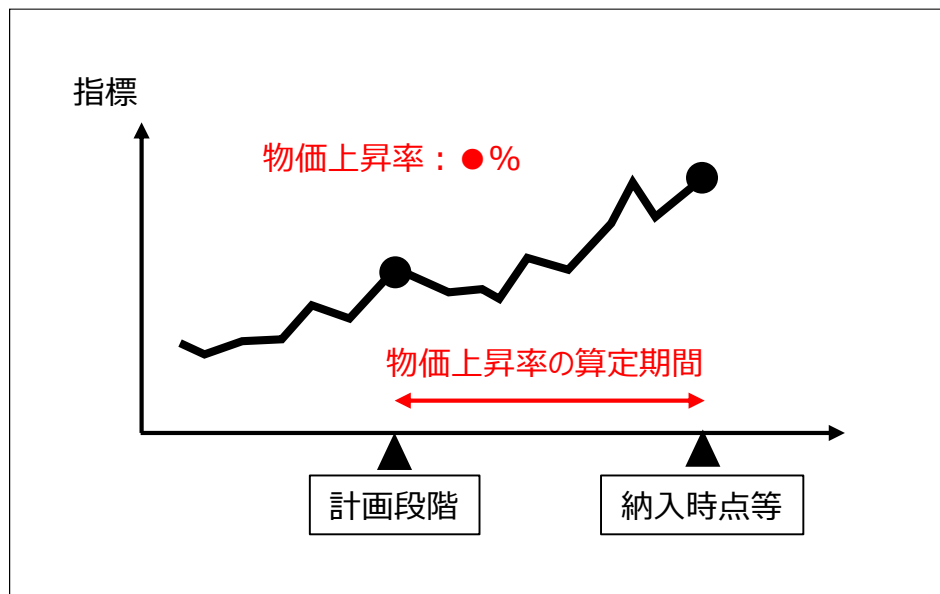
公共工事設計労務単価（全国全職種）
消費者物価指数（総合）
国内企業物価指数（総平均）
国内企業物価指数（鉄鋼）
国内企業物価指数（非鉄金属[銅・アルミ]）
建設工事費デフレーター（電力）
そのほか、合理的に説明できるもの

物価上昇想定イメージ図



- **物価変動実績の確認は、運用段階における設備の維持・運用に要する費用の実績の確認のタイミングに合わせて、基本的に毎年度確認することとしてはどうか。**
- **設備の維持・運用に要する費用の計画において物価変動額を切り分けて算出した場合は、実績額における物価変動額は計画時と同様の手法で算出することを基本としてはどうか。**
- **ただし、これにより難しい場合には事業実施主体はその根拠について合理的に説明を行うこととしてはどうか。**

物価上昇実績の確認のイメージ図



- 設備の維持・運用に要する費用については、工事費と同様に、予見困難な事象の発生等により増加することが想定される。
- その一方で、レベニューキャップにおける規制期間（5年）ごとに計画を作成することを考慮すると工事期間中に比べて費用の増額リスクや増額規模は限定的と想定され、またその実績の確認・検証も毎年度行うことを基本としている。
- このため、**設備の維持・運用に要する費用の計画においては、予備費ならびに予備費に基づく中間検証の基準の設定を行わないものとしてはどうか。**
- **ただし、プロジェクトファイナンスで事業を行う場合において、予見困難な事象への対応等のために一定の資金を保有する必要があり、事業者がその理由について合理的に説明できる場合には、当該資金に係る金利等の資金調達コスト※を費用として計上することができるものとしてはどうか。**
- なお、運用段階で一定程度起こり得る不具合等への対応費用は、当該設備の実績額等に基づき計上する。

※融資枠の未使用部分に対して支払う手数料（コミットメントフィー）等